



学生便覧 (2026)

Handbook for Students 2026

公立小松大学

公立小松大学校歌

光より速きわれら

なかにし 礼 作詩
千住 明 作曲

見よ 白山の頂を
若き 飛躍の舞台なり
学びの時を 愉しく修め
いぎ羽ばたかん 自由の翼
世界は広し ならばなお
翔びゆけわれら！ 光より速く！
公立小松 小松大学

海 永遠の時を打つ
若き 希望も無限なり
果てなき空に ゆるがぬ意志で
描け七色の 調和の虹を
理想は遠し ならばなお
挑めよわれら！ 光より速く！
公立小松 小松大学

この命こそ 奇跡なり
汝 自身を 知りつくせ
高みに上り 高みを越えて
いぎ身に浴びん 叡智の景色
真理は深し ならばなお
極めよわれら！ 光より速く！
公立小松 小松大学

♩ = 76

The musical score is written in G major (one sharp) and 4/4 time. It consists of several staves of music with Japanese lyrics underneath. The score includes dynamic markings such as *mf*, *f*, and *To Coda*. There are also performance instructions like *D.S. al Coda* and *1.*, *2.*, *3.* indicating different endings or sections of the piece.

Lyrics (from top to bottom):

みうこ よみの はえい さえち んんこ ののそ いたき だをき きうな をつり わかな かかん さきじ ひまじ やほし くうん のも

ぶむし たげり いんつ ななく りりせ まはた なてか びなみ のきに 一その とその きらぼ をにり たゆた のるか しがみ くぬを おいこ さしえ めでて いかい ざげさ はなみ ばなに たいあ かのん

一 じゆう のの つばし さをき せりし かそうり 一ははは ひとふ ろおかし ならば 一なな おお

といき びゆめ けよわ れれら 一！ひひ かかり よ一りり はは ややく 一！ここ うりり つつ 一！ここ うりり つつ 一！ここ

つつ To Coda こまつだ いーが く 1. こまつだ いーが 2. こまつだ いーが

く D.S. al Coda

13. こまつだ いーが く

入学生の皆さんへ

学長 志村 恵



大学教員になって間もない頃、ドイツの教員養成のセミナーに参加する機会がありました。セミナーの講師は、開口一番こう言いました。「われわれ教師の最大のミッションは生徒をリラックスさせることだ!」。日本の学校では、クラスを統制することに力点が置かれますが、まず学習者をリラックスさせようというのです。「おお、何と学習者中心の考え方だろうか」と感激しました。そして、そのセミナー全体を通じて、学習者の学びの効率を上げるには、やはり学習者がリラックスして学べる環境や雰囲気、制度を用意することが必要なのだと改めて思い知らされました。その際、リラックスとは、単にそのクラスのその時間におけることだけではありません。4年間の学びのカリキュラム全体、学習支援体制、キャリア支援体制、教職員の姿勢、そういったものの総体が学習者に安心感を与えて、リラックスしながら学べる「場」を作る、そうしたことが大切なのです。

公立小松大学の大学憲章においては、「確かな基礎知識と高度な専門能力の修得に向けた主体的なまなびの場をつくり、人間・社会・歴史・自然と科学技術を総合的に捉える分野横断的な教育と、人類・地球も視野に入れた実践的な地域課題解決型学修をおこなう。これにより、自律性に富み、グローバルにもローカルにも活躍しうるアクティブ・ラーナーを育てる」とその教育目標が謳うたわれています。わたしたち教職員は、学生の皆さんが思いっきりリラックスでき、安心して学べる「場」を作り、皆さんが、主体的に多様な学び（キャンパス内だけではなく、地域や海外での活動を含む）に取り組めるよう努めたいと思っています。ですから、皆さん一人ひとりも、積極的・主体的にそうした学びにチャレンジし、充実した大学生時代を過ごせるよう願っています。

目次

I	学年暦	1
II	学生への連絡方法	2
III	諸証明、諸手続	3
IV	授業科目の履修	5
V	授業料	9
VI	奨学金	9
VII	相談教員制	10
VIII	健康管理	10
IX	保険・年金	13
X	安全上の注意	14
※	諸規程等	16
	・ 公立小松大学学則	
	・ 公立小松大学履修規程	
	・ 公立小松大学学生懲戒規程	
	・ 公立小松大学生産システム科学部規程	
	・ 公立小松大学保健医療学部規程	
	・ 公立小松大学国際文化交流学部規程	

令和8年度学年暦

前期

後期

曜	日	月	火	水	木	金	土
4	29	30	31	1	入学 宣誓式	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	水振替	2
5	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
6	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
7	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	オープン キャンパス
	19	20	21	22	月振替	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
8	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
9	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
授業回数	15	15	15	15	15		

曜	日	月	火	水	木	金	土
10	27	28	29	30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	月振替	大学祭 準備	大学祭
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11	1	2	3	4	火振替	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
12	29	30	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
1	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	月振替	14	設営	共通 テスト
	18	19	20	21	22	23	24
	24	25	26	27	28	29	30
2	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
3	28	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	学位記 授与式	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
授業回数	15	15	15	15	15		

授業日

試験(補講・試験予備)日

休業日

夏季・冬季・春季休業日等

- 入学宣誓式 4/2(木)
- 新入生オリエンテーション 4/3(金)
- 健康診断 保健2~4年,国際2~4年 4/1(水)
- 健康診断 新入生,生産2~4年,大学院 4/6(月)
- 新入生きずな合宿(日帰り) 4/7(火)
- 前期授業開始 4/8(水)
- 前期履修登録期間 4/8(水)~4/21(火)
- オープンキャンパス 7/18(土)

- 後期オリエンテーション期間 9/28(月)~9/30(水)
- 後期授業開始 10/1(木)
- 後期履修登録期間 10/1(木)~10/14(水)
- 大学祭 準備日 10/16(金)
- 大学祭 10/17(土)・10/18(日)
- 大学入学共通テスト 設営日 1/15(金)
- 大学入学共通テスト 1/16(土)・1/17(日)
- 学位記授与式 3/23(火)

II 学生への連絡方法

1 大学からの連絡

学生に対する連絡は、すべて掲示又は「公立小松大学ポータルサイト」（ポータルともいう）によって行われます。掲示及びポータルを見落したために不利益が生じても救済されないので、常に見るよう習慣づけてください。掲示場所は中央キャンパス2階ホールのほか、各キャンパスの事務室付近に設けられています。主な掲示事項は、以下のとおりです。

- ・授業及び試験等の時間割等の公示
- ・休講・補講等の通知
- ・講義室・時間帯等の変更
- ・履修登録・成績通知等に関する通知
- ・授業料免除・奨学金等に関する通知
- ・提出物・期限等に関する通知
- ・学生個人に対する呼び出し
- ・その他、公示・通知・連絡等

○公立小松大学ポータルサイト

大学から学生を特定して事務連絡（例えば落とし物のお知らせ等）をすることがあります。掲示板と同様に頻繁に見るようにしてください。履修登録もこのシステムを利用して行うので、詳細については p. 6 をご覧ください。

公立小松大学ポータルサイト URL <<https://unipa.komatsu-u.ac.jp/uprx/>>

○電話及びメールでの照会

各種問い合わせや掲示されている事項に関する電話及びメールでの照会には一切応じません。登学の上、中央キャンパス学生課又は各キャンパス事務室で「自分で確認する」ことが大切です。

2 学生個人への学外からの連絡

学外からの学生に対する電話等の呼び出しや郵便物及び宅配便等は、取り継ぎしません。家族、友人及びアルバイト先等にその旨を必ず周知しておいてください。

3 緊急時の連絡

台風の接近等、不測の事態が生じた場合の授業・学期末試験等の休講の連絡、大学構内での不審者の出没、窃盗及びわいせつ行為による学生の被害者や加害者を出さないための情報等、学生に対する迅速な情報提供及び注意喚起をするための連絡についても、掲示又はポータルを通して行います。またこの他に、災害が発生又は災害が発生する恐れがある場合のために緊急通報・安否確認システムも導入し、年2回配信・回答の訓練を行っています。

III 諸証明、諸手続

1 学生証

公立小松大学の学生であることを証明する大切なものです。呈示を求められたときは、すぐに呈示できるように常に携帯し、紛失しないでください。

○有効期限

有効期限は、修業年限と同じ4年です。留年・休学等により有効期限切れになった場合は、学生課で新しい学生証と交換してください。

○学生証の返還

- ・退学・除籍で学籍を失ったときは、学生証を返還してください。
- ・再交付を受けた後、前の学生証が見つかったときは前の学生証を返還してください。

○呈示・使用

- ・図書館で本を借りるとき
- ・一部の授業及び定期試験を受ける際の出席管理として
- ・定期健康診断を受けるとき
- ・一部の建物の入退館の際にカードキーとして
- ・本学教職員から要求されたとき

等に、呈示・使用します。

○取扱の注意

折れ曲がらないようケース等に入れ、丁寧に扱ってください。また、磁気情報が記録されているとともに IC チップが埋め込まれているので磁気に近づけない、強い衝撃を与えない等取扱いには十分注意をしてください。

○再交付

紛失や盗難にあった時は、直ちに学生課に届け出て、再交付の手続きをしてください。紛失又は破損の場合は、交付手数料（実費：5,000 円程度）が必要です。手続後、約2週間で再交付します。

2 各種証明書

各種証明書は、各キャンパス事務室での申請が必要です。日数に余裕を持って早めに申請してください。詳細は、下記の URL をご覧ください。

在学生の証明書発行について URL <<https://www.komatsu-u.ac.jp/campuslife/procedure/>>

3 諸手続・届出

早目の手続・届出を心がけてください。手続きが遅れたために生じる不利益は救済されません。取扱場所は、各キャンパス事務室です。

事 項	必 要 書 類 発行される証明書	備 考
学生証紛失	学生証再交付願	
証明書に関すること	学校学生生徒旅客運賃割引証	
	在学証明書	
	学業成績証明書	
	卒業見込証明書	卒業年次に発行可能
	卒業証明書	卒業後に発行可能
	健康診断証明書	健康診断を全項目受診した者
休学	休学届	2ヶ月以上修学を中止したい者
退学	退学届	
復学	復学届	休学期間中に復学したい場合
留学	留学届	
海外渡航	海外渡航届	
改姓・改名	改姓名届	
現住所、連絡先の変更	身上異動届	
奨学金申請	申請書類	
課外活動団体設立	学生団体設立届出書	
正課中・通学中のけが		学生教育研究災害傷害保険 事故発生後 30 日以内
課外活動中のけが		

ア. 氏名、住所、電話番号等の変更

氏名や住所など、学生身上書に記入している内容に変更があった場合は、早めに学生課窓口で「身上異動届」を提出してください。なお、ポータルの「学籍情報変更申請」からも変更できます。

イ. 休 学

疾病その他やむを得ない理由により、2ヶ月以上修学することができないときは、本人の願い出により、休学をすることができます。必ず休学届を提出してください。休学期間は、通算して4年を超えることができません。また、休学の期間は在学年数に算入しませんので、休学をした場合卒業時期が延びることになります。

ウ. 復 学

休学期間中に復学しようとする者は、復学届を提出してください。復学の時期は、原則として学期の始めとします。

エ. 退 学

退学とは、課程を修めて卒業するに至らないうちに学生の身分を失うことです。学業を継続することが困難となったときは、本人の願い出により、学長に届け出るものです。退学しようとするときは、必ず退学届を提出してください。

オ. 除 籍

本学では、次の者について教授会の議を経て学長が除籍します。

- (1) 授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 所定の休学期間を越えてなお復学しない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがない者

IV 授業科目の履修

1 授業科目

本学の授業科目は、概ね共通教育科目と専門教育科目に分けられ、この2つが並行して開講され、学生は原則として2年次前期までは中央キャンパスで行われる授業を受けます。

なお、授業は講義室等で行われますが、場合によってはオンラインで行うこともあります。

共通教育科目は全学年を通じて開講されますが、学年が進むにつれて専門教育科目と重なる時間帯が増えてきます。したがって、授業科目の履修は、履修上の制限事項を十分に理解した上で、しっかりした履修方針と年次計画を立てることが必要です。

学年は前期と後期の2学期に分けられ、前期又は後期で完結する科目と、前期・後期にわたり開講される科目があります。

共通教育科目、専門教育科目の履修方法は「履修案内」でそれぞれ説明されているので熟読してください。

また、授業科目の詳細はシラバスで確認してください。シラバスは公立小松大学ポータルサイトで確認できます。

2 授業時間

授業時間は次のとおりです。

時限	授業時間帯
1時限	8:45 ~ 10:15
2時限	10:30 ~ 12:00
3時限	13:00 ~ 14:30
4時限	14:45 ~ 16:15
5時限	16:30 ~ 18:00

※粟津キャンパスのみ、1時限 9:00~10:30、2時限 10:40~12:10 です。

3 履修手続

本学では、履修登録等をコンピュータで一括処理しているため、期限に遅れたり、手続ミスがあったりするとその学期は履修できなくなるので、十分注意してください。

その学期に開講される科目で単位認定を希望する科目は、集中講義も含め、すべて履修登録が必要です。以下に順を追って示します。

① 履修希望科目を決定

- ・ 共通教育科目、専門基礎科目、専門科目、その他科目ともに、シラバスや履修案内をよく読んで、履修上の制限事項や重複する時間がないことを確認し、その学期の履修希望科目を決めます。

② 履修希望科目を登録 《指定する期日までに必ず行うこと》

次のとおりインターネットを利用して履修登録を行います。

- ・ 本学公式ホームページの「公立小松大学ポータルサイト」からアクセスする。
公立小松大学ポータルサイト URL <<https://unipa.komatsu-u.ac.jp/uprx/>>
- ・ 自分の ID とパスワードを入力しログイン。
- ・ (初回のみ) パスワードの変更、メールアドレスの登録、スマートフォンアプリのインストールを行う。
- ・ 画面上部の「履修登録」タブをクリックする。
- ・ 時間割表の「追加」ボタンをクリックし、履修を希望する科目にチェックを入れ、「確定」ボタンをクリックする。
- ・ 登録したい科目を全て追加した後、「最終確認へ」をクリックし、登録内容を確認する。エラー表示が出ている場合は、入力内容を修正の上、「提出」ボタンをクリックする。
- ・ 「履修登録が完了しました」と表示されれば登録完了です。

※履修登録は、履修登録期間中であれば何度でも変更可能。

※以上については、p. 7 の「4 履修登録の手引き」を必ず確認の上、利用してください。

③ 登録内容の確認と訂正 《指定する期日までに必ず行うこと》

- ・ 「学生時間割表」に表記された科目以外は、共通教育科目、専門科目、その他の科目ともに、出席状況、定期試験受験等に関係なく一切単位認定されないため、登録内容が正しいか確認してください。
- ・ 科目の履修希望者が上限を超えた場合は抽選となります。抽選結果は必ず確認してください。
- ・ 登録内容に誤りがある場合や、追加・変更したい科目がある場合は、履修登録期間内にポータル上で追加・変更作業を行ってください。

④ 履修登録状況を確認

- ・ 履修登録期間終了後、ポータルから必ず自分の履修登録状況を確認してください。

履修登録の流れ

① 履修希望科目を決定

共通教育科目、専門基礎科目、専門科目、その他の科目ともに、シラバスや履修案内をよく読んで、履修上の制限事項や重複する時間がないことを確認し、履修したい科目を決定してください。



② 履修希望科目を登録 《指定する期日までに必ず行うこと》

「公立小松大学ポータルサイト」にアクセスし、履修登録を行ってください。
公立小松大学ポータルサイト URL <<https://unipa.komatsu-u.ac.jp/uprx/>>



③ 登録内容の確認と訂正 《指定する期日までに必ず行うこと》

登録内容に誤りがある場合や、追加・変更したい科目がある場合は、履修登録期間内にポータル上で加除訂正作業を行ってください。



④ 履修登録状況を確認

履修登録期間終了後、ポータルから必ず自分の履修登録状況を確認してください。

4 履修登録の手引き

前述の履修手続については、公立小松大学ポータルサイトを利用して行います。別に配布する登録方法に従い、必ず「学生時間割表」ページを参照し、単位認定を希望する科目に間違いがないか確認しなければなりません。

- ・ 必ず毎学期、掲示板等で指示する期間内に登録しなければなりません。
- ・ 履修登録期間には注意してください。

○操作方法が分からない場合は、中央キャンパスの事務室に申し出てください。

※受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00

なお、電話やメール等での登録等は受け付けません。

5 試験の実施

科目担当教員が成績評価のために実施する試験には必ず出席しなければなりません。ただし、疾病、事故その他やむを得ない理由があつて欠席した場合には医師の診断書又はやむを得ない理由を証明する書類を添え、当該試験終了後 1 週間以内に担当の教員の許可を得た後に追試験願を学生課に提出し、追試験を受験することができます。

6 成績通知

(1) 本人への通知

成績通知は、公立小松大学ポータルサイトを利用して行います。

学業成績通知表上の評語は、S・A・B・C、不可、保留の評価となります。このほか、授業科目又は履修形態等によっては、「合」又は「認定」の評語とすることがあります。

単位の認定は、S・A・B・C 又は合・認定の評価を得た授業科目に対してのみ行います。各評語の標準評価は、S：100点～90点以上、A：90点未満～80点以上、B：80点未満～70点以上、C：70点未満～60点以上、不可：60点未満により行います。保留となっている科目の成績の通知は次学期まで延期されます。そのため、保留となった授業科目の単位認定を希望する場合は、次学期当初に科目担当教員に申し出て指示を受ける必要があります。

なお、各授業科目によって異なる評価方法を用いる場合があるので、シラバス等により確認してください。「学業成績通知表」には入学時からの履修科目の評価がすべて記載されています。

提示された評価結果について、疑義がある場合は「学業成績通知表」交付日より原則として1週間以内に学生課に申し出てください。

(2) 保護者への通知

保護者の方との連携により、学生への適切な修学指導を行うことを目的として、皆さんの成績を保護者の方へ通知することとしています。

(社会人学生、外国人留学生、休学中の学生を除く。)

7 卒業に必要な単位

所属する学科で定められた単位は、すべて修得しなければ卒業できません。理由のいかんを問わず、1単位不足しても留年とるので注意してください。

学科ごとの卒業に必要な単位数は自分の入学年度の履修案内を参照してください。履修や単位修得上の要件があるので、交付された履修案内、便覧、掲示等を注意して読み必ず理解してください。

V 授業料

1 授業料

授業料は、年額 585,800 円（2026 年度 前期分 292,900 円、後期分 292,900 円）です。なお、在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

2 授業料預金口座振替制度

本学の授業料の納入方法は、入学後の前期分授業料については、振込依頼書による振込になります。後期分授業料からの納入方法は、「預金口座振替制度」となります。預金口座振替制度とは、本学が指定する金融機関に学生等の預金口座を開設していただき、その預金口座から前・後期の授業料を指定日に自動的に口座振替し、本学に納入する方法です。必ず 7 月末までに指定金融機関又はゆうちょ銀行にて口座振替の手続きを行ってください。

後期授業料の口座振替日は 11 月 25 日となります。

なお、次年度以降の口座振替日は前期：5 月 25 日、後期：11 月 25 日です。（振替日が土、日、祝日の場合は翌営業日に振替）

振替日前日までに、必ず届出をした預金口座に入金しておいてください。「預金口座振替制度」について、分からないときは、財務課（TEL：0761-48-3101）へ問い合わせてください。

3 授業料減免

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、多子世帯、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に授業料減免の支援を行います。支援を受けるには、高校在学時又は大学へ入学後に日本学生支援機構に給付奨学金の申し込みを行い、対象者となることが条件となります。

大学入学後、新たに支援を希望する者は、学生課が開催する説明会に出席し、期限までに申請書等を学生課へ提出してください。

また、支援対象者には修得単位数や学業成績に一定の要件が設定され、それらの要件を満たさない場合には支援が打ち切られることがあります。

VI 奨学金

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間団体の奨学金があります。奨学生となるには、主に学業成績が優秀で、学資支弁が困難である者等の要件を満たす必要があり、選考の上、決定されます。

1 日本学生支援機構

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生が安心して学べるよう、「給付」又は「貸与」する制度です。

給付奨学金の支援額については、国の施策「高等教育の修学支援新制度」に基づき定められています。貸与奨学金の貸与額については、下表のとおり選択できます。

種別		通学	貸与月額	貸与期間
貸与	第一種	自宅	20,000 円、30,000 円、45,000 円	貸与開始月から卒業の最短年月までの期間
	(無利子)	自宅外	20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円	
	第二種	—	20,000 円～120,000 円 (10,000 円ごと)	
(有利子)				

注1 貸与奨学金（第一種・第二種）や給付奨学金の併用は可能ですが、家計基準は厳しくなります。

注2 貸与奨学金（第一種・第二種）は、卒業後、決められた期間内に返還する義務があります。

2 地方公共団体及び民間団体

地方公共団体及び民間団体等の奨学制度の募集が大学にあった場合は、その都度掲示板でお知らせします。

VII 相談教員制

本学では、相談教員制度を設けています。

相談教員（アカデミック・アドバイザー）とは学生個々の指導を担当し、教科の履修、健康、就職等の学生生活に関することについて相談相手となる制度です。

VIII 健康管理

保健管理センターは中央キャンパス2階、粟津キャンパスと末広キャンパスの1階にそれぞれ設置されています。開室時間は、平日8:30～17:00です。

センターには保健師・看護師が常駐し、必要に応じて応急手当や健康相談等を行います。年に数回の学校医来学日には、医師に相談することができます。

また、定期健康診断やインフルエンザ集団予防接種の実施、「ほけかんだより」で季節に合ったトピックや感染予防等の様々な健康情報を発信している他、専門のカウンセラーによる学生相談を実施しています。

1 定期健康診断

年に一度、4月の指定日に学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施します。検査項目は尿検査、身長・体重測定、視力・聴力検査、血圧測定、内科診察、胸部レントゲン検査です。この他、学部新入生には血液検査を行います。

定期健康診断の事後指導として、学校医の指示のもと血圧と尿の再検査や、医療機関への受診が必要な学生には連絡をしますので、すみやかに対応してください。

なお、その年の定期健康診断を受診しない学生や再検査を受けていない学生は、健康診断証明書の交付を受けることができません。

2 学生相談

専門のカウンセラーによる学生相談を実施しています。友人や家族との関係、自分の性格、学習、将来、アルバイト等、大学生活の中でのいろいろな悩みについて一緒に考えます。相談内容についての秘密は厳守します。利用には事前に予約申込が必要です。

○相談日 原則月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（試験期間及び長期休業期間を除く）

○時間 原則 13：00～18：00（1回 45～50分）

○相談員 公認心理師・臨床心理士

○申込方法 各キャンパスの保健管理センターへ来室あるいは電話かメールで申し込んでください。

3 健康相談・応急手当

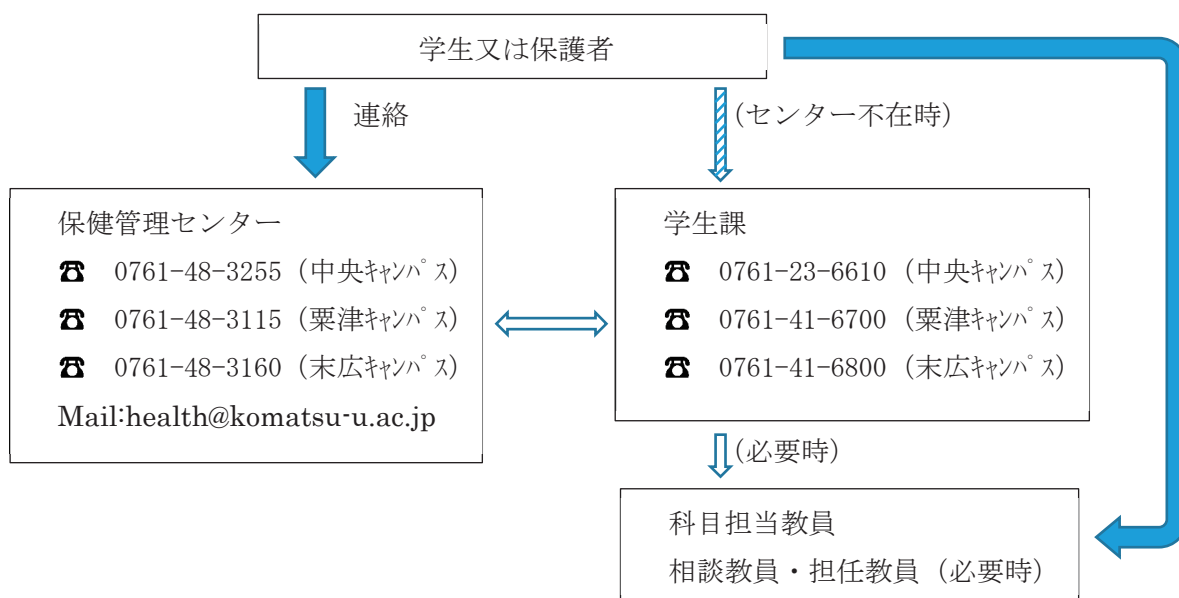
受診についての相談や、軽いケガ等の応急手当が必要な時は、開室時間に各キャンパスの保健管理センターに来室してください。健康相談は電話やメールでも受け付けます。保健管理センターでは内服薬を配置していませんので、内服薬の提供はできません。急な発熱や頭痛・腹痛等の体調不良時は、自宅での療養や医療機関への受診を推奨しています。

市販薬などの常備薬については、自分にあった薬を安心して使用するために、薬剤師等と相談のうえ購入し、携行（携帯）してください。通院・治療中の方は、かかりつけ医へご相談のうえ携行（携帯）してください。

4 感染症対策

(1) 高熱等の体調不良時には、まず電話かメールで保健管理センターに相談し、自己判断での登学は控えてください。

- (2) インフルエンザ予防接種は、全学生にお勧めしています。10～12月に学内で集団予防接種を予約制で実施しますので、活用してください。接種費用はかかりません。
- (3) 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第18条・19条による）について
- ①インフルエンザにかかった時：『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』
 - ②新型コロナウイルス感染症にかかった時：『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』
- ①、②ともに公欠ではなく欠席となります。
- (4) 感染症と診断された時の連絡方法
- ①感染症（医師から登学停止）と診断された場合には、必ず保健管理センターと科目担当教員・相談教員・担任教員へ電話又はメールで連絡してください。不在時には学生課に連絡してください。



- ②電話又はメールでは、氏名・所属学科・学籍番号とともに、下記の内容をお知らせください。
- ・感染症名（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、ノロウイルス感染症、感染性胃腸炎、はやり目、マイコプラズマ肺炎等）
 - ・主な症状（発熱、倦怠感、咳、咽頭痛、悪寒、頭痛、腹痛、嘔吐、下痢、皮膚症状等）
 - ・症状が出た日
 - ・医療機関への受診状況（受診先、受診日、医師からの指示の内容 *登学可能時期についての指示を医師から受けてください）
 - ・必ず連絡が取れる電話番号

IX 保険・年金

1 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

学生教育研究災害傷害保険は、学生が「国内外における教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故」又は「通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故」によって、身体に傷害を被った場合の救済のため、全国の大学・短期大学の学生を対象とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が取り扱っている補償制度です。

（1）加入手続及び保険期間

①加入手続

本学では、大学負担により全員加入しますので、特に手続は必要ありません。

②保険期間

入学日から4年間となります。

（2）保険料と保険期間（所定の修業年限）

基本となる保険及び通学中等傷害危険担保特約及び接触感染予防特約については、本学で負担します。

学 部	保険期間	保 険 料
生産システム科学部 国際文化交流学部	4年間	3,300 円
保健医療学部		3,370 円

（3）保険金の種類と金額

担 保 範 囲	死亡保険金	後遺障害 保険金	医療保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中、 学校行事中	2,000万円	120万円 ～3,000万円	治療日数1日以上が対象： 3,000円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外及び 課外活動以外で 学校施設内にい る間	1,000万円	60万円 ～1,500万円	治療日数4日以上が対象： 6,000円～30万円	
通学中			治療日数14日以上が対象： 3万円～30万円	
学校施設等 相互間の移動中				
大学に届け出た 課外活動中				

注 入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。

(4) 保険金請求手続きについて

正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中、大学に届け出た課外活動中に事故があった場合は、学生課に届け出をし、LINE 公式アカウント SkettBook から事故通知を行ってください。事故発生後 30 日以内に届出がない場合は保険金が支払われないことがあります。※LINE アカウントから事故通知を行うには、事前に友達登録をしておく必要があります。

(5) その他

保険契約については、入学時の学部オリエンテーションで配付する「SkettBook チラシ」から LINE の友達登録を行い、加入者のしおりを各自で確認してください。

参考：(公財) 日本国際教育支援協会のホームページ <<http://www.jees.or.jp/>>

2 国民年金への加入

日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。20 歳になったら住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で必ず手続きしてください。国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、社会人になってから保険料を納めることとした学生納付特例制度があります。この届出をしないとケガや病気等で障害を負っても、障害年金は支給されませんので注意してください。届出は各キャンパスの窓口でも提出することができます。

X 安全上の注意

1 節度ある消費生活

学生ローン、クレジットカード及び消費者金融等を利用する場合は、自己の支払能力を十分認識し必要最小限の利用にとどめ、節度ある消費生活に努めてください。

2 悪徳商法、宗教等の勧誘

学生は、社会経験が少ないため悪徳商法の標的にされやすいようです。街頭で勧誘されても、毅然とした態度で「要らない」と意思表示をし、住所や携帯電話番号等の個人情報をもやみに外部に漏らさないように注意してください。困ったことがあれば一人で悩まず身近な教職員や専門の相談機関に相談してください。

3 薬物の乱用防止

薬物の乱用は、乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。このため、薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており、違反した場合には薬物事犯として懲役に処せられ

ます。

また、危険ドラッグも大変危険で違法な薬物です。既に規制されている麻薬や覚醒剤の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれており、体への影響は麻薬や覚醒剤と変わりません。それどころか、麻薬や覚醒剤より危険な成分が含まれていることもあります。「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」等目的を偽装して販売され、デザインされたパッケージはおしゃれに見えるかもしれませんが、「合法」や「安全」とはほど遠い、恐ろしい薬物です。

薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに誘われても断る勇気を持ってください。

公立小松大学学則

平成30年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 組織（第3条～第9条）
 - 第3章 学年、学期及び休業日（第10条～第12条）
 - 第4章 修業年限及び在学年限（第13条・第14条）
 - 第5章 入学（第15条～第23条）
 - 第6章 教育課程等（第24条～第30条）
 - 第7章 休学、転学、留学、退学等（第31条～第36条）
 - 第8章 卒業及び学位（第37条・第38条）
 - 第9章 賞罰（第39条・第40条）
 - 第10章 授業料等（第41条）
 - 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生等（第42条～第47条）
 - 第12章 受託研究及び共同研究（第48条）
 - 第13章 公開講座（第49条）
 - 第14章 学生寮（第50条）
 - 第15章 雑則（第51条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 公立小松大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、地域と世界で活躍する人間性豊かなグローバル人材を育成するとともに、地域との共創による教育研究を通じ、地域への貢献と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に規定する点検及び評価の項目並びに実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び定員)

第3条 本学に次の学部を置く。

- (1) 生産システム科学部
- (2) 保健医療学部
- (3) 国際文化交流学部

2 前項各号に掲げる学部に置く学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
生産システム科学部	生産システム科学科	80人	320人
保健医療学部	看護学科	50人	200人
	臨床工学科	30人	120人
国際文化交流学部	国際文化交流学科	80人	320人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

サステイナブルシステム科学研究科

(2年の博士前期課程)

生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローバル文化化学専攻

(3年の博士後期課程)

生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローバル文化化学専攻

3 前項に掲げる専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
生産システム科学専攻	2年の博士前期課程	15人	30人
	3年の博士後期課程	2人	6人
ヘルスケアシステム科学専攻	2年の博士前期課程	3人	6人
	3年の博士後期課程	1人	3人
グローバル文化化学専攻	2年の博士前期課程	3人	6人
	3年の博士後期課程	1人	3人

4 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第4条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 国際交流センター
- (3) 保健管理センター

- (4) キャリアサポートセンター
 - (5) 地域連携推進センター
 - (6) 次世代考古学研究センター
 - (7) ヒューマンリソースコーディネーション機構
- 2 前項各号に掲げる附属施設等に、館長又はセンター長又は機構長を置く。
 - 3 館長又はセンター長又は機構長は、附属施設等に関する校務をつかさどる。
 - 4 第1項各号に掲げる附属施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第7条 本学において学長、教授、准教授、講師及び助教として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第8条 本学に、客員教員を置くことができる。

- 2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部の専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授その他の専任教員を加えることができる。
- 3 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、学長が定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、第23条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(長期履修学生)

第14条の2 第13条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第5章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条から第22条までの規定により入学する場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）

第17条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、本学所定の書類を学長に入学検定料を納めたことを証する書類を添えて出願しなければならない。

（入学者の選考）

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学への編入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

（転入学）

第21条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学している者で本学への転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

(再入学)

第22条 学長は、本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

(編入学、転入学又は再入学した者の既修得単位数の取扱い等)

第23条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 教育課程等

(授業科目及び履修方法等)

第24条 本学が開設する授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、学生が修得すべき単位並びに授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げる基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目の単位の計算方法については、これに必要な学修等を考慮して学長が定める。

(履修科目の登録の上限)

第26条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする、ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協定等に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合において準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校専攻科における学修又は大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、教授会の議を経て、前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等又は外国の大学もしくは短期大学で履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第28条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)および前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 休学、転学、留学、退学等

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない学生は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 前2項の期間(以下「休学期間」という。)は、1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認める場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第14条に規定する在学年限及び第37条に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 休学期間中にその理由が消滅したときは、学生は、学長の許可を受けて復学することができる。

7 休学期間が満了したときは、学生は、復学するものとする。

(転学)

第32条 他の大学等へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第33条 学長は、他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科しようとする者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第14条に規定する在学年限及び第37条に規定する在学すべき年数に算入することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第14条に規定する在学年限を越える者
- (3) 第31条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業及び学位

(卒業)

第37条 学長は、本学に4年(第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の教育課程を修了した者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第37条の2 学長は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第13条及び前条の規定にかかわらず、卒業を認定することができる。

2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 授業料等

(授業料等)

第41条 本学の入学検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生等

(研究生)

第42条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することができる。

(聴講生)

第44条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として受講を許可することができる。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受講を許可し、単位を設定することができる。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第47条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第48条 本学の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第49条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 学生寮

(学生寮)

第50条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

(委任)

第51条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第28条は令和7年12月24日から施行し、令和7年11月1日から適用する。
- 2 令和8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第14条の2及び第37条の2については令和8年3月31日に在籍する者、第28条については令和7年11月1日に在籍する者にも適用する。

公立小松大学履修規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 21 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則（平成 30 年規則第 1 号。以下「学則」という。）

第 24 条第 2 項の規定に基づき、履修に必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、その内容により全学部共通で行う共通教育科目、学部学科の専門基礎科目及び専門科目に分ける。

2 授業は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成した教育課程に基づいて行う。

(授業の方法)

第 3 条 授業は、各授業科目の内容によって講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮してそれぞれ定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(進級条件)

第 5 条 進級に必要な科目及び単位数は、学部ごとに別に定める。

(卒業条件)

第 6 条 学生は、4 年（学則第 20 条から第 22 条までの規定により入学した学生又は第 33 条第 1 項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第 23 条又は第 33 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了しなければならない。

2 卒業に必要な教育課程は、学部ごとに別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学則第37条の2の規定により3年以上の在学で卒業を認めることができる。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日内に履修の届出をし、履修登録をしなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目については、履修することができない。履修登録に不備又は誤りがあった場合も同様とする。

3 やむを得ない理由により、指定の期日内に履修登録を行うことができない場合は、その理由を付して学部長に届け出なければならない。

(受講者の抽選等)

第8条 履修の届出の後に、抽選等で受講者を選定することがある。

2 受講者の適正人数は、各学部において指示するものとする。

(履修の制限)

第9条 学部ごとに別に定める単位を超えて履修することはできないものとする。ただし、学部長が特に認めた場合においては、上限を超えて履修することができる。

2 履修しようとする授業科目について、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として履修できない。

(1) 在学年次より上級年次に配置されている授業科目を履修しようとするとき。

(2) クラス指定のある科目を該当クラス以外で履修しようとするとき。

(3) 同一時限に複数の授業科目を履修するとき。

(履修の取り消し)

第10条 履修を許可された後において、本規程に違反して履修登録したことが判明した場合には履修の許可を取り消すことがある。

(単位認定の方法)

第11条 授業科目の単位の認定は、試験、論文、研究報告等によるものとする。

(単位認定の時期)

第12条 単位の認定は、通常各期末に行う。ただし、通年で開講する授業科目の単位認定は学年末に行う。

2 前項の規定は、特別な理由がある場合には、これに限らない。

(成績評価)

第13条 成績の評価は、「S」、「A」、「B」、「C」又は「D」で判定し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

2 前項に規定する「D」の判定は、「不可」の評語をもって表示する。

3 前2項に規定するもの以外に、一定水準の成績達成を目的とした授業科目において合格した場合は、「合」の評語を使用する。また、本学の開講科目以外の授業科目等の結果により評価する授業科目において合格した場合は、「認定」の評語を使用する。

(保留制度)

第14条 授業を受けた学期の成績が、第13条に規定するいずれの評語にも確定できなかった授業科目は、その授業科目の評語を「保留」とし、成績評価を保留することができる。

2 前項により「保留」となった授業科目の単位取得を希望する場合は、必ず次学期当初に担当教員に申し出て指示を受け、学期末までに再試験又は課題提出等を行わなければならない。

3 前項により達成度を再評価し、第13条に規定するいずれかに確定する。

4 単位保留の期間は原則として次学期末までとする。

(GPA制度)

第15条 成績評価に応じて、次に掲げるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)を与える。

2 GPAは、次に掲げるグレード・ポイントと履修科目の単位数の積の合計値を履修登録単位数の合計で除したものとする。

$S=4.0$ 、 $A=3.0$ 、 $B=2.0$ 、 $C=1.0$ 、不可 $=0.0$ 、合=対象外、認定=対象外

(単位認定対象資格)

第16条 次に掲げる各号のいずれかに該当する学生は、原則として単位認定を受ける資格がないものとする。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない者

(2) 授業出席回数が、授業時数の3分の2に満たない者

(3) 休学及び停学中の者

(再履修)

第17条 不合格又は評価不可能となった科目は、再履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得て、履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究審議会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を、所定の手続きにより各学部における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学におい

て修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の各学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、各学部における授業科目の履修とみなし、教育研究審議会の議を経て単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、各学部において修得した単位以外のものについては、第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項により各学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(留学)

第21条 学則第34条の規定により留学しようとする者は、学部長を経て学長に届け出なければならない。

(試験)

第22条 試験の種類は、定期試験、小テスト、口答試験及びレポートとする。

2 定期試験とは、学年暦に示された試験期間中に行う試験をいう。

3 小テストとは、授業時間内に随時行われる試験(理解度テスト等を含む。)をいう。

4 授業科目の性質により、平常の成績をもって第1項の試験に代えることができる。

5 試験を受けることのできる授業科目は、当該学期に履修を許可された授業科目に限る。

6 試験に合格した者には所定の単位を与える。

(受験資格)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格を失う。

(1) 授業出席回数が、授業時数の3分の2に満たない者

(2) 諸納金未納者

(定期試験の追試験)

第24条 疾病、事故その他やむを得ない理由により、定期試験を受験し得ない者は、医師の診断書又はやむを得ない理由を証明する書類を添え、当該試験終了後1週間以内に担当の教員の許可を得た後に追試験願いを学生課に提出し、追試験を受験することができる。

2 追試験の実施の期日は、別に定める。

3 追試験手数料は、別に定める。

(定期試験受験の際の遵守事項)

第 25 条 受験者は、次に掲げる規定を守らなければならない。

- (1) 受験者は、定刻までに必ず所定の試験場に入場し、監督者の指示に従うこと。
遅刻者は、監督者にその旨申し出ること。
- (2) 受験者は、必ず学生証を持参し、監督者より指示を受けたときはこれを提示しなければならない。学生証を持参しない者は、受験できない。
- (3) 不正行為は、絶対に行わないこと。

2 前項第 3 号に掲げる不正行為を行ったと認められる者に対しては、原則として履修科目(当該学期)すべての評価を不可(不合格)とする教務上の措置をとるものとする。ただし、教務上の措置を超える不正行為と判断される場合には、学則第 40 条の規定により懲戒処分を行う。

(卒業論文)

第 26 条 学生は、卒業論文の題目及び指導教員を決定し、指導教員の承認を得た上で、所定の期日までに学生課に届け出なければならない。

- 2 卒業論文を提出しようとする者は、提出期間内に学生課に提出しなければならない。
- 3 卒業論文の提出期限は、別に定める。
- 4 卒業論文を提出期間までに提出しない者は、卒業論文の提出を認めない。

(卒業論文の評価)

第 27 条 卒業論文の評価は、指導教員が第 14 条の規定に準じて行う。

(シラバス)

第 28 条 学生に対し、科目の概要、評価方法等講義の運営を詳細に記載したシラバスをオリエンテーションまでに配布するものとする。

(委任)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公立小松大学学生懲戒規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則第 40 条又は公立小松大学大学院学則第 42 条の規定に基づき、公立小松大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 2 条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑事事件となる行為
- (2) 本学が定める規則及び規程等に違反する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) その他大学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒処分の定量)

第 2 条の 2 懲戒処分の定量は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に判断して行う。

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分の種類等)

第 3 条 学生に対する懲戒処分の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告 文書等による注意を喚起し、将来を戒めること。
 - (2) 停学 無期または有期（6 か月未満）の間、登校を禁止すること。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合の再入学は認められない。
- 2 停学期間は在学年限に含め、修業年限に含めない。ただし、停学期間が 1 月以下の場合には、修業年限に含めることができる。

(懲戒対象行為の調査・報告)

第 4 条 職員は学生に懲戒対象行為があったと認められるときは、速やかに学生所属の学部、学科の長又は研究科、専攻の長（以下「学部長等」という。）に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた学部長等は、調査委員会を設置し、懲戒対象行為の事実関係について調査し、審議する。
- 3 調査委員会は当該学生に対し、口頭または文書による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該学生がその機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、行使しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

4 学部長等は調査委員会の調査、審議の結果を調査報告書（別記様式1）により学長に報告する。

（懲戒処分の決定）

第5条 学長は、調査委員会からの調査、審議の結果を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、当該懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の通知）

第6条 学長は懲戒処分を決定した場合は当該学生に通知する。

2 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、懲戒理由を記載した懲戒処分通知書（別記様式2）を当該学生に交付することにより行う。

3 懲戒処分を行ったときは、その内容を別紙様式3により告示するものとする。

（異議申立て）

第7条 懲戒処分を受けた学生は、事実の誤認、その他の正当な理由がある場合は懲戒処分通知書の受理した日から30日以内に書面により学長に異議申立てすることができる。

2 学長は、前項の申立てを受けたときは、速やかに教育研究審議会の議を経て、再調査の要否を決定する。

3 学長が再調査の必要があると認めたときは、第4条の規定に準じてこれを行う。

4 学長は、再調査の必要がないと決定した場合には、速やかにその旨を当該学生に通知する。

（無期停学の解除）

第8条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から6か月経過した後、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、無期停学の解除が適当であると認めたときは教授会等の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、その報告を踏まえ、無期停学処分の解除を決定する。

3 学長は無期停学処分の解除を決定したときには、当該学生に対して無期停学処分解除通知書の交付（別記様式4）をもって当該処分を解除するものとする。

（事務）

第9条 学生懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

別表（第2条の2関係）

懲戒処分の標準例

区分	対象行為	退学	停学		訓告
			無期	有期	
■ 学内 秩序 を乱 す行 為	「公立小松大学ハラスメントの防止等に関する規則」に抵触する行為	○	○	○	○
	本学が実施する試験等における不正行為（替え玉受験、替え玉受験の依頼、不許可の参考書・ノート等の使用、答案の交換、他者の答案を見ること・見せること、試験監督者の指示に従わないこと、他者の著作物の盗用、実験データ等の捏造・偽造、代理授業出席、代理授業出席の依頼、その他の試験及び授業に係る不正と認められた行為）	○	○	○	○
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為	○	○		
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	○	○	○	○
	20歳未満の者の飲酒行為		○	○	○
	20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為		○	○	○
	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げた行為	○	○	○	○
	研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	○	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	○	○	○	○
	本学が管理する建造物への不法侵入または不正使用、若しくは占拠した行為	○	○	○	○
本学が管理する建造物または器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等		○	○	○	

	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○
■ 犯 罪 行 為	殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	○			
	薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	○	○	○	
	傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	
	痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	○	○	○	
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	○	○	○	
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月26日法律第52号）」に定める犯罪行為	○	○	○	
	コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み、著作権・特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○	
■ 交 通 事 故 ・ 違 反	死亡または高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	○			
	死亡または高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	○	○	○	
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○	○	
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合		○	○	○
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為		○	○	
■その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為	○	○	○	○	

公立小松大学生産システム科学部規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 22 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立小松大学生産システム科学部（以下、「本学部」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

(学科)

第 2 条 本学部に、生産システム科学科を置く。

(コース配属)

第 3 条 生産システム科学科に、次に掲げるコースを置く。

- (1) 生産機械コース
- (2) 知能機械コース

(コース配属)

第 4 条 学生のコース配属は、2 年の前期終了時に行う。

- 2 コースへの配属は、学生の志望動機や適性を考慮して決定する。ただし、一方のコースに著しく人数が偏った場合は、本人の学業成績等により履修指導を行い、調整を行うことができる。
- 3 コース配属の手続き等は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第 5 条 学科における教育研究上の目的は次のとおりとする。

生産システム科学科

地域社会の様々なニーズに応えながらも、循環型社会実現のための生産システム構築を目指す技術者の育成と、関連分野で世界をリードする研究開発を行う。

(ディプロマ・ポリシー)

第 6 条 学科及び各コースに係る卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりとする。

生産システム科学科

地方と世界の持続可能な社会システム実現のため、以下の項目に挙げる学科共通及び各コースで教授する個別の専門能力を身につけた者を、環境と社会に調和する生産システムを構築できる人材とみなし、学士（工学）を授与する。

- (1) 幅広い分野の教養を身につけるとともに、工学や科学の基礎として重要な数学・物理学についての基礎的能力を有する。
- (2) ものづくり産業技術の基盤となる機械工学、電気・電子工学、情報工学の基礎的及び専門的な知識を修得している。
- (3) 専門分野の技能を身に付け、修得した知識・技能を組み合わせ実践的に課題

の解決に取り組むことができる。

- (4) 生産システムが果たす役割・使命を理解し、高い倫理観を備え、自然及び社会と共生するための仕組み構築に向けた知識を修得している。
- (5) 研究を推進するための、自主性、協調性、思考力、文章作成能力、発表・報告能力および国際的コミュニケーション能力を身につけている。

生産機械コース

機械工学、電気・電子工学、情報工学の基礎を身に付け、環境にやさしい生産システムを実現するための科学的思考力と基礎的実践能力を修得している。

知能機械コース

機械工学、電気・電子工学、情報工学の基礎を身に付け、高度情報化社会に適応した生産システムを実現するための科学的思考力と基礎的実践能力を修得している。

(授業科目及び単位数等)

第7条 公立小松大学履修規程（平成30年規程第21号）第2条に規定する授業科目の区分のほか、コースごとに定める必修科目（コース必修科目）及び選択必修科目に分ける。

- 2 生産システム科学科の授業科目、単位数等及びその他の履修に係る事項は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 3 生産システム科学科の履修科目の登録の上限は、各学期26単位とする。ただし、この上限を超えて履修を希望する学生がいた場合は、その者の前学期のGPA閾値が2.5以上であることを条件として、学部長が教授会に意見を聴き、特に認めた場合に限り、上限を超えて履修することができるものとする。

(授業科目の公示)

第8条 毎学期の授業科目及び担当教員は、学期の始めに公示する。

(コース配属条件)

第9条 第3条に規定するコースの配属条件として、別表第1の科目区分ごとに定める修得すべき単位数を満たす共通教育科目37単位以上、別表第2の専門基礎科目16単位、別表第3の専門選択科目2科目4単位以上を含む合計61単位以上を修得しなければならない。ただし、2年後期以降に配当された科目の単位はこれに含めない。

- 2 前項の規定にかかわらず、2年前期終了時において単位認定を保留され、半年以内に、当該授業科目の単位認定を受けることが見込まれる者は、学部長は教授会の議を経てコースに配属させることができる。
- 3 前項に規定する者が、半年以内に当該授業科目の単位認定を受けられなかった場合は、学部長はコースの配属を取り消すことができる。
- 4 コースに配属されていない者は、2年後期までに配当されている科目しか履修できない。ただし、学部長が特別の理由があると認める場合は、教授会の議を経て履修を認めることができる。

(卒業研究および課題研究ゼミナールの履修条件)

第10条 別表第3の卒業研究および課題研究ゼミナールの履修条件として、別表第1の科目区分ごとに定める修得すべき単位数を満たす共通教育科目37単位以上、別表第2の専門基礎科目20単位、別表第3の専門共通科目25単位以上、専門選択科目30単位以上(コース必修科目8単位、選択科目22単位以上)を含む合計112単位以上を修得しなければならない。ただし、4年前期以降に配当された科目の単位はこれに含めない。

(卒業条件)

第11条 学生は、4年(学則第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第4に定める卒業に必要な単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学をした者、転入学をした者、編入学をした者及び転学部をした者については、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

公立小松大学保健医療学部規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 23 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立小松大学保健医療学部（以下、「本学部」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

(学科)

第 2 条 本学部に、次に掲げる学科を置く。

(1) 看護学科

(2) 臨床工学科

(保健師の養成)

第 3 条 看護学科に、保健師の養成のため、保健師養成課程を置く。

2 保健師養成課程は、定員を 25 名とし、選択制とする。

3 保健師養成課程を選択できる学生は、2 年次後期終了時に希望する学生を対象に実施する試験の成績等により選抜を行う。

4 前 2 項に規定するもののほか、保健師課程の選抜について事項は別に定める。

(ディプロマ・ポリシー)

第 4 条 学科に係る卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりとする。

看護学科

卒業までに所定の単位を取得し、本学科の養成する人材像の実現に必要な次の知識、能力を修得した者に、学士（看護学）を授与する。具体的な能力は次のとおりである。

(1) 看護を必要とする対象に望むケアを提供するための基本的知識、技術、態度を有している

(2) 少子、高齢化、認知症、生活習慣病など今後進行する看護課題について理解している

(3) 病を抱える人、老いを生きる人の心身の痛みに共感するための感性・教養・倫理観を有している

(4) 南加賀地域の健康課題を理解し、看護師に求められる素養と役割を理解している

(5) 様々な段階の看護対象に対し、適切な看護ケアを提供できる専門知識、技術、態度を有している

(6) 他の医療専門職業人と共同するための協調性、能力を身につけ、地域包括ケアシステム構築に向けて積極的に取り組むことができる

(7) 看護ケアの課題解決のための具体的な専門知識や能力を有している

- (8) 人種・地域の違いに臆することなく看護の専門性を発揮できる心と意欲を有している

臨床工学科

卒業までに所定の単位を修得し、本学科の養成する人材像に掲げる次の能力を修得した者に、学士（臨床工学）を授与する。

- (1) 医療従事者としての役割を理解し、人の生命と関わることへの責任感と倫理観を有している。
- (2) 臨床工学技士として必要な医学、工学に関する専門基礎知識を有している。
- (3) 臨床工学技士が使用する医療機器の構造と操作・保守・点検の知識と能力を有している。
- (4) 生命維持管理装置の安全で適切な取り扱いに関する知識、能力を有している。
- (5) チーム医療の一員として、他の医療専門職の役割を理解し、協力して患者の視点に立った医療の実践に取り組むことができる。
- (6) 地域医療の現状や課題を的確に把握し、その課題解決に取り組むための知識、思考力を有している。

（授業科目及び単位数等）

第5条 公立小松大学履修規程（平成30年規程第21号）第2条に規定する授業科目の区分のほか、看護学科の保健師養成課程において定める必修科目（保健師必修科目）及び選択必修科目に分ける。

- 2 看護学科及び臨床工学科の授業科目、単位数等及びその他の履修に係る事項は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 3 看護学科及び臨床工学科の履修科目の登録の上限は、年間52単位とする。ただし、この上限を超えて履修を希望する学生がいた場合は、その者の前学期のGPA閾値が2.5以上であることを条件として、学部長が教授会に意見を聴き、特に認めた場合に限って、上限を超えて履修することができるものとする。

（授業科目の公示）

第6条 毎学期の授業科目及び担当教員は、学期の始めに公示する。

（臨地実習の履修要件）

第7条 看護学科において、3年次以降の臨地実習を履修するためには、2年次後期までに開講される専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全ての単位を取得していなければならない。

- 2 臨床工学科において、4年次の臨床実習を履修するためには、3年次後期までに開講される専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全ての単位を取得していなければならない。

（卒業条件）

第8条 学生は、4年（学則第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33

条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第4に定める卒業に必要な単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学をした者、転入学をした者、編入学をした者及び転学部をした者については、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

公立小松大学国際文化交流学部規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立小松大学国際文化交流学部（以下、「本学部」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

(学科)

第 2 条 本学部に、国際文化交流学科を置く。

(教育研究上の目的)

第 3 条 学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際文化交流学科

人文・社会科学系の総合学部として、外国語力をベースとした国際社会に対する知識と国際感覚を備え、強い人間力と豊かな知性・感性をもって地域社会の創生と我が国の持続的発展に貢献できる人材を育成する。

(ディプロマ・ポリシー)

第 4 条 学科に係る卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりとする。

国際文化交流学科

卒業までに所定の単位を修得し、国際文化交流学科の養成する人材像に基づき、以下の項目にあげる能力を習得した者に、学位（国際文化学）を授与する。

- (1) 地域貢献のための基礎力 南加賀地域の歴史と文化を理解し、地域経済と観光文化資源の活用に関する基礎的知識を習得している。
- (2) グローカル人材としての素養 国際社会及びわが国の政治、経済、歴史、言語、文化等に関する豊かな知識と事象に対する洞察力を習得している。
- (3) 外国語能力 国際交流のための基礎となる外国語能力を学び、自己表現できる能力を習得している。
- (4) 社会への成果還元力 学習成果を生かして、観光振興、地域創生、国際交流に求められる企画・情報収集・分析・問題解決の各レベルに関する能力を身につけるとともに、コミュニケーション力と情報発信力を習得している。
- (5) 課題解決・協働実践力 自ら課題を発見し、実地調査や文献研究などを通じて多面的に分析を行い、他者と協働しながら地域及び国際社会に知見を還元する実践力を習得している。

(授業科目及び単位数等)

第 5 条 公立小松大学履修規程（平成 30 年規程第 21 号）第 2 条に規定する授業科目の区分に基づいて科目を分ける。

2 国際文化交流学科の授業科目、単位数等及びその他の履修に係る事項は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

3 国際文化交流学科の履修科目の登録の上限は、各学期24単位とする。ただし、学外実践科目はこの上限の対象から除外する。

(授業科目の公示)

第6条 毎学期の授業科目及び担当教員は、学期の始めに公示する。

(卒業条件)

第7条 学生は、4年(公立小松大学学則第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあっては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第4に定める卒業に必要な単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学をした者、転入学をした者、編入学をした者及び転学部をした者については、別に定める。

(早期卒業申請条件等)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たしている場合は、早期卒業を申請することができる。ただし、再入学あるいは転入学をした者、休学期間を有する者及び懲戒処分を受けた者については、申請することはできない。

(1) 第3学年前期に本学大学院入学試験(8月試験)に合格している、又は、第3学年後期に大学院入学試験(2月試験)に合格見込みであること。

(2) 卒業要件に必要な単位を9割以上修得済みであること。

(3) 直近の学期までのGPA値が3.0以上であること。

2 早期卒業を申請する場合は、9月末までに申請しなければならない。

3 第1項の規定に適格と認められた者は、第5条第2項の規定にかかわらず、3年次後期から卒業研究を履修することができる。

(早期卒業条件)

第9条 前条第1項の規定に適格と認められた者は、第3学年の終了時において、別表第4に定める卒業に必要な単位を修得し、大学院入学試験に合格していなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第8条については、令和8年3月31日に在籍する者にも適用する。

